

国(厚生労働省)・死因究明等推進計画(R6.7)における主な変更点(下線部)

国	
前計画(R3.6)	改正後、現計画(R6.7)
3 死因究明等に関し講ずべき施策 (1)死因究明等に係る人材の育成等(法第 10 条) 【新規追加】	3 死因究明等に関し講ずべき施策 (1)死因究明等に係る人材の育成等(法第 10 条) <u>厚生労働省において、研修医が死因究明に係る医師の社会的役割やその重要性を認識できる機会の創出に資するよう、臨床研修において保健医療行政の選択研修を行う場合に、法医解剖の実施施設を研修施設とすることも可能であることを医師臨床研修指導ガイドラインに明示するなどしてその周知を図る。(厚生労働省)</u>
(3)死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備(法第 12 条) なお、このような体制整備の前提として、解剖等を担う法医学者等の人材が不足している地方公共団体にあつては、地域の死因究明等に係る関係者で協議し、人材確保策を検討することが必要である。例えば、都道府県医師会と協議して検案体制を整えることや、地域医療対策協議会において地域枠医師等の活用についての検討を行うこと等も考えられる。(厚生労働省) 【具体例追加等、内容変更】	(3)死因究明などを行う専門的な機関の全国的な整備(法第 12 条) <u>公衆衛生の向上、増進等に活用される体制整備の推進を図る方策として、例えば、各地方公共団体に対し、死因究明を行う専門的な機関である死因究明センターを設置し、検案及び解剖体制、薬毒物検査及び死亡時画像診断等の検査体制、それら事務を管理する体制づくりの方策を示すことや、地域医療対策協議会における地域枠医師等の活用の検討等の人材確保方策のほか、限りある財源の中で、いかにして体制を整備していくか、具体例を掲示するなどして地方公共団体における検討を支援すること等が考えられる。(厚生労働省)</u>
厚生労働省において、地方公共団体に対し、死因究明等推進地方協議会を設置した上で、その地域の状況に応じて、死因究明等に関する施策の検討を行うとともに、当該施策の実施を推進し、その実施の状況を検証し、及び評価することを求める。(厚生労働省) 【全都道府県に協議会が設置されたことにより、内容を変更】	厚生労働省において、地方公共団体に対し、地域の状況を踏まえながら死因究明等の推進に向けた施策の議論が深められるよう、地方協議会の積極的な開催を促すとともに、<u>必要と判断された解剖、死亡時画像診断及び検査が的確に実施されるよう、地方協議会における各都道府県内の対応可能施設等の把握及び連携の強化を図る取組を促すほか、地方協議会の下で開催される研修等への支援等、必要な協力を行う。(厚生労働省)</u>
(8)死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進(法第 17 条) 厚生労働省において、予防のための子どもの死亡検証(Child Death Review)の実施体制の整備について試行的に実施しているところ、死亡検証により得られた子どもの死亡の原因に関する情報の収集、管理、活用等の在り方について検討を行い、一定の方向性を明らかにする。(厚生労働省、内閣府、警察庁、法務省、文部科学省) 厚生労働省において、地方公共団体による虐待により児童が心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析に資するよう、医療機関及び法医学教室等において虐待による死亡が疑	(8)死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進(法第 17 条) <u>こども家庭庁において、予防のためのこどもの死亡検証体制整備モデル事業について、同事業から得られた体制整備に関する課題を検討し、その結果を反映させながら推進する。あわせて、同事業における好事例の横展開や予防のためのこどもの死亡検証(Child Death Review(以下「CDR」という。))に関する普及啓発を図る。こうした取組を通じて、関係法令の趣旨、CDRの必要性及び重要性を踏まえ、関係省庁と十分連携しつつ、CDRの体制整</u>

われると判断した場合には、関係法令との整合性を図りつつ、児童相談所等の関係機関に情報を共有することについて周知を図る。（厚生労働省） 【こども家庭庁を明記及びモデル事業を踏まえた内容に変更】	<u>備に必要な検討を進めていく。（こども家庭庁、厚生労働省、警察庁、法務省、文部科学省、海上保安庁）</u> <u>こども家庭庁において、虐待により児童が心身に著しく重大な被害を受けた事例の地方公共団体による分析に資するよう、医療機関及び法医学教室等において虐待による死亡が疑われると判断した場合には、関係法令との整合性を図りつつ、児童相談所等の関係機関に情報を共有することについて周知を図る。（こども家庭庁）</u>
4 推進体制等 （2）中長期的な課題について （略）法医学者や死体検案を行う医師等の人材のキャリアパスを含めた処遇や法医学教室等の地域の死因究明等を担う機関への支援の在り方についても検討することとする。 （中略） 【文言追加】	4 推進体制等 （2）中長期的な課題について （略）<u>法医学や検案に対する関心の拡大を図りながら、法医学者や死体検案を行う医師等の人材のキャリアパスを含めた処遇や、解剖や死体検案等を補助する人材への法医教育等の実施を含めた育成及び確保の推進、法医学教室等の地域の死因究明等を担う機関への支援の在り方についても検討することとする。</u> （中略） <u>さらに、政府においてデジタル社会の実現に向けた様々な情報共有及び活用の検討が進められる中で、検案する医師が、死者の医療情報を迅速かつ確実に把握できるような、検案の高度化等を図る仕組みの構築の可能性についても、検討を加えていくこととする。</u>